

埼玉県立さきたま史跡の博物館 会計年度任用職員(発掘調査業務) 募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1)発掘調査(発掘・計測補助)
- (2)出土遺物の水洗等(雨天時)

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
 - (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- ※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)、また、平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

発掘調査の経験があること

4 採用予定者数

10名程度

5 勤務条件

- (1)任用期間
令和7年11月1日(土曜日)から令和8年2月28日(土曜日)まで
- (2)勤務日数・勤務時間
原則週3日で所属長が定める日 午前9時00分～午後4時00分
休憩時間:正午～午後1時(60分)
- (3)休日
国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日) 他所属長が定める日
- (4)休暇
年次休暇は勤務日数等に応じて付与されます。その他は県の規定によります。

(5)報酬

日額：約 7,630 円～9,150 円(6時間勤務の場合)

(時間額：約 1,271 円～1,525 円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(7)社会保険

原則、対象外となります。ただし、勤務時間によっては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の対象となる可能性があります。

(8)勤務地

埼玉県立さきたま史跡の博物館

所在地：〒361-0025 行田市埼玉4834

(9)その他

地方公務員法の以下の規程について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限(フルタイムに限る。また、短時間勤務の場合も届け出は必要です。)

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1)応募は、令和7年8月29日(金曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (2)提出は、郵送又は電子メール又は持参となります。
- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)電子メールの場合、k5911113@pref.saitama.lg.jp にお送りください。件名を「会計年度任用職員応募」としてください。
- (6)持参される場合の受付時間は、当館開館日午前9時00分から正午、午後1時から午後4時30分までです。8月18日(月)、8月25日(月)は休館日のため受付できません。

7 選考方法等について

- (1)審査

応募書類及び面接による選考を行います。

面接は、さきたま史跡の博物館内の会場で、9月10日(水曜日)に実施を予定しています。また、9月11日(木曜日)を予備日とします。時間・場所については、9月3日(水曜日)頃までに連絡します。

なお、応募書類の返却はいたしません。

(2)最終合格

9月19日(金曜日)以降、応募者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問合せ先

所在地：〒361-0025 行田市埼玉4834

担 当：埼玉県立さきたま史跡の博物館 史跡整備担当

電 話：048-559-1181

電子メール：k5911113@pref.saitama.lg.jp